

兵庫県公報

平成23年6月29日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

条 例	ページ
○ 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 兵庫県港湾審議会条例の一部を改正する条例（港湾課）	1
○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	2
○ 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局財務課）	2

公布された法令のあらまし

●関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（条例第30号）

財団法人兵庫県まちづくり技術センターが公益認定を受け、その名称が改められたことに伴い、字句の整理を行うこととした。

●兵庫県港湾審議会条例の一部を改正する条例（条例第31号）

港湾法の一部改正により、港湾の区分の見直しが行われ、地方港湾審議会において調査審議する事項に国際拠点港湾等に関する重要事項が加えられたことに伴い、兵庫県港湾審議会条例の制定の趣旨について所要の整備を行うこととした。

●風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止等により、独立行政法人雇用・能力開発機構が解散し、当該法人が行ってきた風致地区内において知事の協議を要する行為の対象となる職業能力開発促進センター等の設置及び運営等に係る業務が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に引き継がれることに伴い、当該協議を要するものとする法人を独立行政法人雇用・能力開発機構から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に改めることとした。

●緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第33号）

東日本大震災により被災した高等学校の生徒等の就学を支援する等の事業の資金に充てるため、高等学校授業料減免等事業基金の対象事業を追加することとした。

条 例

関連法人事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第30号

関連法人事業基金条例の一部を改正する条例

関連法人事業基金条例（平成19年兵庫県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表景観基金の項中「財団法人兵庫県まちづくり技術センター」を「公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第31号

兵庫県港湾審議会条例の一部を改正する条例

兵庫県港湾審議会条例（昭和49年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
第1条中「管理する」の右に「国際拠点港湾及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第32号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
別表第2の4中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。



緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第33号

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表高等学校授業料減免等事業基金の項中「行う事業」の右に「及び東日本大震災により就学等が困難となった高等学校の生徒等に対して、授業料の減免、奨学資金の貸与、就学の援助等を行う事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。